

画像データ化されたみなし不動産登記簿等を用いた謄抄本交付事務等の取扱いについて（お知らせ）

全国の法務局において、土地及び建物以外（工場財団等）のみなし不動産登記簿等を対象とした画像データ化作業が完了したことから、平成27年4月1日（水）から、みなし不動産登記簿等の謄抄本の交付及び閲覧については、画像データ化されたみなし不動産登記簿等を用いて、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 画像データ化されたみなし不動産登記簿等を用いた謄抄本の交付の取扱い

A4判又はA3判の用紙に印刷し、認証文を付記して交付します。

2 画像データ化されたみなし不動産登記簿等を用いた閲覧の取扱い

A4判又はA3判の用紙に印刷したものをお見せします（お見せした用紙は回収いたしません。）。

※ この取扱いは、オンライン請求、登記情報交換サービス及び登記情報提供サービスの対象外となります。

みなし不動産登記簿等とは、立木、工場財団（工場抵当法第3条目録を含む。）、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、観光施設財団、道路交通事業財団、船舶及び製造中の船舶、農業用動産抵当、建設機械、鉱害賠償登録、自動車交通事業財団並びに夫婦財産契約に関する登記簿、目録、図面、信託目録並びに共同担保目録（土地及び建物に係る信託目録及び共同担保目録を除く。）並びに電子情報処理組織による取扱いに適合しない土地の登記簿のことです。